

運輸安全マネジメントに関する平成 27 年度の取組みについて

富山地方鉄道株式会社

平成 18 年 10 月の運輸安全一括法施行に伴い、運輸事業に対する安全マネジメントが導入され、当社におきましてもこの間、全社を挙げて輸送安全の推進に努めております。

ここに、平成 27 年度の運輸安全マネジメントに関する取組について取りまとめを行いましたので、ご報告いたします。

今後とも、より一層安全な輸送の実現に取り組んでまいりますので、地鉄電車・バスの一層のご愛顧をお願い申し上げます。

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社が安全管理規程等に定めている、輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し、安全性向上の指導的役割を果たしてまいります。
- (2) 従業員は輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的行動に結びつけます。
- (3) 安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施します。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化をはかり、法令に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行います。

II. 事業別取り組み

II-1 鉄道・軌道事業(安全報告書)

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

1. 1 安全基本方針

I. に記載の通りです。

1. 2 安全重点施策

安全重点施策を次の通り定め、取り組んでいます。

- (1) 安全マネジメントを確実に実行するため、輸送安全に関する「計画の策定」、「実行」、「評価」、「改善」を実施し、安全対策を不断に見直します。
- (2) 輸送の安全に関する目標を具体的指標により設定します。
- (3) 輸送の安全に関わる関係法令及び安全管理規程並びに関係規程に定めた事項を遵守します。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項

2. 1 平成27年度の安全目標及び結果

(期間) 平成27年4月1日～平成28年3月31日

(1) 重大事故ゼロ

①鉄道事業

当該期間に重大事故の発生はありません。

②軌道事業

当該期間に重大事故の発生はありません。

(2) 人身事故ゼロ

①鉄道事業

当該期間に人身事故の発生はありません。

②軌道事業

当該期間に1件発生(昨年同期は0件)しております。

発生した1件は、路面電車が桜橋停留場進入時に、電車左側ミラーと写真を撮影するため急に身を乗り出した相手者が接触し、頭部を2針程度縫合した事故です。

尚、事故が発生した停留場の他、主要な停留場に於いて、注意喚起放送するなど、再発防止に取り組んでおります。

路面電車が停留場に入場の際は、一歩下がってお待ちいただきますようお願い致します。

(3) 踏切障害事故削減

当該期間に3件発生(昨年同期は4件)しております。

1件は、第4種踏切（遮断機、警報機無設置）で列車が当該踏切を通過する際、相手者が踏切に進入したため衝突した事故です。

また、相手方が一旦停止を怠りゆっくりと進入し、当方と接触した事故が1件、踏切内で相手者のミニバイクが立ち往生し、当方に接触した事故が1件発生しています。

踏切に進入の際は、一旦停止のうえ左右確認など、交通法規を遵守していただきますようお願い致します。

（4）道路障害事故削減

道路障害事故とは、道路上（軌道敷）で路面電車と自動車や人などが接触する事故をいい、当該期間に21件発生いたしました。昨年同期は20件で、1件増加しています。

発生した事故については、後方から来る電車の接近を確認されずに急な右折やUターンをされた場合に多く発生しています。路面電車の走行区間で右折等をされる際には、後方を十分に確認していただくようお願い致します。

また、当社といたしましても、軌道線全車両にドライブレコーダーを設置し、事故はもとより危険な状況が発生した場合に乗務員からの申告により画像データを抽出、解析し、全乗務員にその情報を提供することで、危険な箇所、時間帯等を再認識させ、事故防止に努めております。

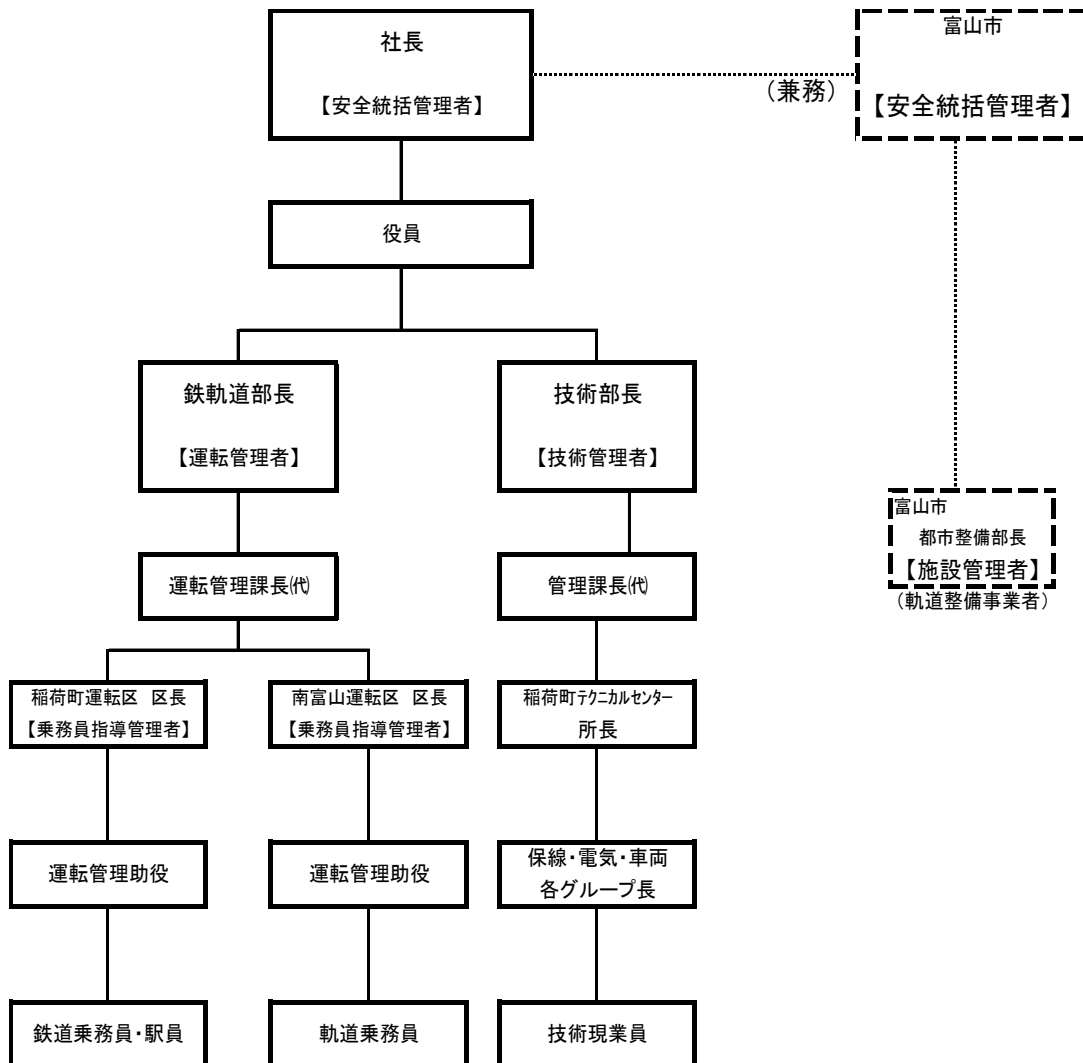
昨年度に引き続き、堀川小泉停留場の歩道橋に注意を喚起する横断幕を掲出した他、注意を啓蒙するチラシを富山市と富山ライトレール㈱と当社の三者共同で作製し、富山県運転免許センターやグランドプラザ駐車場入り口、停留場付近で配布するなど、ドライバーの皆様へ事故防止を呼び掛ける活動も行っております。

新たな取り組みとしましてミュージックホーンを取付け、危険な車両や区画線内側に侵入している車両等を確認した場合、相手方に柔らかに注意を促し当方の存在を認識して頂き事故の未然防止に活用しています。

この他、運転士の資質向上を目的に、運転士自ら運転に伴う特性を知り、長所を伸ばし短所を克服した運転操作を実施するため、（独）自動車事故対策機構の適性診断を受診し、防衛・予測運転に役立て、事故防止に活用しています。

2. 2 安全管理体制と方法

(1) 安全管理組織（平成28年3月31日現在組織）



(2) 安全マネジメント委員会

安全マネジメント委員会では、輸送安全に関する目標や計画、乗務員やその他の係員の教育・研修計画ならびに情報共有化等について審議するとともに、これらの実施結果等についての報告が行われます。

また、出席者は委員及び事務局のほか、招集者として現業部門の職場長はもとより、乗務員の代表者なども出席します。

【安全マネジメント委員会の構成】

役 職	構 成 員
委員長	取締役社長（鉄道・軌道業安全統括管理者）
委 員	専務取締役、取締役技術部長（技術管理者） 鉄軌道部長（運転管理者）
事務局	鉄軌道部運転管理課長(代)、技術部管理課長(代)

(3) その他の安全管理方法

上記の他、社内会議や部門別安全委員会を通し、安全管理の徹底を図っています。

3. 法第19条及び法第19条の2の規定による届出に係る事項並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

1. 重大事故

鉄道事業及び軌道事業とも当該期間に該当する重大事故はありません。

2. インシデント

平成28年1月9日、常願寺第3橋梁において左岸起点方擁壁が損壊し、内部の砂が流出した擁壁損壊インシデントが発生しております。

原因は橋台翼壁コンクリートに発生したクラック（亀裂）の進行により、擁壁の損壊を招いたものです。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

4. 1 平成27年度の主な実施状況

4. 1. 1 輸送安全に対する設備の整備状況

(1) 車両整備工事

①一体圧延車輪交換（鉄道線、軌道線10両）	工事費	17,800千円
②運転状況記録装置（鉄道線11両）	工事費	6,300千円
③運転士異常列車停止装置（軌道線9両）	工事費	15,000千円

(2) コンクリート枕木更換工事

本線 中滑川～経田間、他	工事費	54,434千円
--------------	-----	----------

(3) 木枕木更換工事 立山線 岩峯寺～本宮間他	工事費	39,373 千円
(4) レール更換工事 本線 下立口～下立間他	工事費	40,827 千円
(5) 橋梁橋脚補強工事 本線 早月川橋梁 1A 橋台他	工事費	6,500 千円
(6) 道床更新	工事費	29,550 千円
(7) 落石防護ネット設置 立山線、本宮～立山間	工事費	4,100 千円
(8) 軌道線軌道改良工事 西中野～小泉町間	工事費	59,200 千円
(9) 電柱建替工事 上滝線、開発～岩峯寺間	工事費	19,944 千円
(10) 速度超過用 A T S 設置 本線 電鉄富山～寺田間 8 箇所	工事費	4,931 千円

4. 1. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 部門別安全委員会の開催

安全マネジメントの推進については、運転・技術の各部門別に安全委員会を開催して活動方針等を定め、それぞれの目標に対して、乗務員及び技術係員が自主的活動として実践しています。

(各部会・班ごとのテーマと主な実施内容)

①鉄軌道部会

1) 鉄道班

・異常時の正確な対応で事故を防止

車両故障や信号故障等の異常発生時に乗務員の誤扱いを防止し、2 次災害の防止に努めました。

乗務員へのアンケートから、車両故障とその処置方法を整理し管理者用、乗務員用、車載用の応急処置マニュアルを作成しました。図解や写真を多く掲出することで、利用者の理解度を深め、異常時に役立つ内容としました。

緊急処置マニュアルの存在により異常時措置の手順が明確になり、指令と乗務員間の報告・連絡・相談を重ねる中、的確で迅速な指示と緊急処置が施せるようになりました。

ロ) 軌道班

・道路障害事故の防止（削減）

道路障害事故は平成27年度に21件となり26年度から1件増加しました。

ドライブレコーダー映像の視聴により、事故内容の検証から原因を特定し、危険な状態や運転操作の注意点等を把握、他にもドライバーの皆様へ幅広く事故防止を呼び掛ける等、前年度に引き続き道路障害事故の未然防止に取り組みました。

また、事故発生時には、相手者から当方の認識有無状況を聞き取りする等、今後の事故防止対策に役立てるための調査も行っております。

この他、危険ロードマップを作成し、危険箇所や交差点を特定し、意識を高めた運転操作にあたり安全運転に努めています。

②保線部会

・落石による列車支障事故の防止

線路から視認できる範囲の浮石について、管理台帳の更新と、写真による比較表により調査し、変状のあるものについて、事前の撤去などを実施しました。

また、落石防護柵（1箇所）、ロープネット（1箇所）を新設し、カーテン式ネット（1箇所）について更新を行いました。

③電気部会

・草刈作業でのケーブル切断による輸送障害の防止

草刈作業における注意事項、改善事項をKYT（危険予知トレーニング）で検証し、作業指示書を見直し周知徹底を図りました。

また、ケーブルの立ち上がり箇所について等辺山形鋼での防護、防草シートの設置等のハード対策を施しました。

④車両部会

・扉の動作不具合に関する起動不能防止

戸閉知らせ灯の点灯する検知隙間の最小値を検証し、30mm から 10mmに調整しました。

また、扉の動作不具合の要因の一つである扉コザリの対策として、定期的な補油等を施しました。

(2) 安全マネジメント内部監査の実施

平成27年度に実施した安全マネジメントの推進状況等を確認するため、次の通り内部監査を行いました。

①経営管理部門監査

平成28年5月19日、20日

(監査対象)

- ・社長（鉄道・軌道安全統括管理者）、専務取締役、取締役技術部長、鉄軌道部長

②管理部門・現業部門内部監査

鉄軌道部 平成28年4月8日

技術部 平成28年4月5日

(監査対象)

- ・管理部門 鉄軌道部；運転管理課
技術部；管理課
- ・現業部門 鉄軌道部；稲荷町運転区、南富山運転区
技術部；稲荷町テクニカルセンター

(3) 年末年始輸送安全総点検

12月10日から翌年1月10日の期間において、安全に関する総点検を実施いたしました。

この期間には、鉄軌道部門、技術部門、自動車部門を含め会社全体として総点検に取り組んでおり、乗務員に対する点呼・添乗指導の強化や、設備の精密点検等を実施しました。

総点検期間中には、社長や安全統括管理者が各職場を巡視し、安全総点検に関する事項はもとより、日頃の安全への取り組みについても、督励や指示を行いました。

(4) 輸送安全・サービス向上旬間

7月21日から30日の間で実施いたしました。

この期間は、夏の交通安全県民運動と並行して取り組み、年末年始輸送安全総点検に準じ、基本動作の励行確認や点呼・添乗指導の強化、車両・設備の点検等を行う他、輸送最盛期を迎えるにあたり、サービス（接客接遇）について一層の向上に努めました。

(5) 全国交通安全運動

春及び秋の全国交通安全運動では、特に踏切事故防止に重点を置いて、通学路での通行指導の他、近年事故が発生した踏切や、遮断桿の折損が多い踏切を中心に、注意を喚起する幟旗を設置するなど、啓発にも努めました。また、遮断機や警報機、安全柵、カーブミラーなどの点検を行いました。

(6) ヒヤリ・ハット報告の取り組み

当社の鉄軌道部門及び技術部門では、“事故の芽”を摘み取るヒヤリ・ハット報告について取り組みを強化しており、情報収集と共有化を促進することで、業務の漫然化を排除しヒューマンエラーの防止を目指しております。

(7) 社内モニター制度

社員モニター制度にて、社員がモニターとなり乗務員の接遇のみならず運転操作や放送案内を確認し、安全に伴う運転技術と接客・接遇向上の指導に活用しました。

4. 1. 3 輸送安全に関する研修等の実施状況

(1) 運転関係業務研修会

運転関係従事員（乗務員、駅員、管理者）全員を対象とした研修会を、夏と冬の2回開催しました。

この研修には、社長が出席し、現業従事員に対して直接、安全・安定輸送の意義等について講話を行っているほか、安全マネジメントの推進や冬期の安全対策、鉄軌道事業の基本的な関係法令や実施基準の再確認（復習）を行いました。

(2) 運転関係実務研修会

年末年始輸送安全総点検の期間前後に、鉄道及び軌道の乗務員に対し、実地研修を行っています。

内容としては、代用閉そく訓練や施設・車両の異常時取り扱い実務訓練並びに降積雪時の運転操作、機器取扱等について実施しています。

また、外国人観光客やインバウンドに対応するため簡単な英会話を学び、おもてなしの接客・接遇の向上を目指した講習を実施しています。

4. 1. 4 踏切事故防止対策の実施状況

(1) 踏切安全指導

①全国交通安全運動期間の取り組み

春及び秋の全国交通安全運動期間中に、通学路に指定されている踏切の中から約9カ所を選定し、小学生を主な対象として安全通行指導を行っており、その際には正しい踏切の渡り方指導を行っています。

②踏切安全教室

沿線の学校、児童クラブ等からの要請により出前で踏切安全指導を行っており、平成27年度についても1回、係員が出前安全教室を開催してい

ます。今後とも地域や学校と連携を取りながら、臨機に対応を図って参ります。

(2) その他の取り組み

踏切事故防止については、遮断機・警報機の新設や非常押しボタンの設置等、設備面からの対策を図っている他、電車の気笛吹鳴により、電車の接近を早めにわかっていただけるように努めています。

また、交通安全運動等の期間中には車内放送で事故防止についてPRを行っています。

更に事故の発生した踏切には注意を喚起する看板を設置、踏切以外を横断する学生が見受けられた場合にはその学校まで出向き、事故発生時の悲惨さを訴えるなど地道な啓蒙啓発活動を行い、事故防止に取り組んでいます。

4. 2 平成28年度の主な実施計画

4. 2. 1 輸送安全に対する設備の整備計画

- (1) 枕木交換工事
- (2) レール交換工事
- (3) 橋桁更新工事
- (4) 橋桁塗装工事
- (5) 軌道改良工事
- (6) 電柱建替工事
- (7) 踏切保安装置格上げ
- (8) 踏切保安装置更新工事
- (9) 一体圧延車輪の交換

4. 2. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 平成28年度目標

①鉄道・軌道運輸部門

「重大事故ゼロ」、「人身事故ゼロ」、「踏切障害事故の削減」、
「道路障害事故の削減」、「車内傷害事故ゼロ」

②鉄道・軌道技術部門

「重大事故ゼロ」

(2) 鉄軌道部門・技術部門の安全委員会の開催

管理者と現業部門の職員が一体となって推進する鉄軌道部門・技術部門安全委員会を設置しており、各部門の職種別に部会を設け四半期毎に開催、安全統括管理者、部長、課長、職場長に加え現業員の代表がそれぞれ参加・出席し、輸送の安全確保に向けて積極的かつ継続的に目標達成に向け取り組んでまいります。

(3) 輸送安全に関する運動

- ①年末年始輸送安全総点検
- ②安全輸送・サービス向上旬間
- ③全国・県民交通安全運動

(4) 輸送安全に関する研修等

- ①運転関係業務研修会、実務研修会
- ②技術関係業務研修会
- ③若年技術者研修会
- ④運転士フォローアップ研修
- ⑤運転士に対する演習問題の実施
- ⑥避難・復旧訓練の実施
- ⑦接遇向上研修、接客向上キャンペーン

4. 2. 3 踏切事故防止対策の実施

踏切保安装置の整備の他、踏切安全指導等に積極的に取り組んでまいります。

Ⅱ－２ 自動車事業

１．輸送の安全に関する基本的な方針

１．１ 基本方針

Ⅰ．に記載の通りです。

１．２ 輸送の安全に関する重点施策

- (１) 輸送安全に関する「計画の策定」「実行」「評価」「改善」を実施し、安全対策を不断に見直します。
- (２) 輸送安全に関する目標を具体的指標により設定します。
- (３) 輸送の安全に係わる関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (４) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。
- (５) 輸送安全に関する教育研修の具体的計画を策定し実施します。
- (６) 輸送安全に関する情報の共有化を行い、意志の疎通を図ります。
- (７) 内部監査を実施するなど、必要な対策・措置及び改善計画を策定し輸送の安全確保を図ります。

２．輸送の安全に関する平成２７年度目標及び達成状況など

２７年度は、「有責事故の２０％減少」、「重大事故の撲滅」を目標に策定し取り組みました。（対象期間）平成２７年４月１日～平成２８年３月３１日

２．１ 達成状況

(１) 「有責事故の２０％減少」

- ・ ２６年度に発生した有責事故６２件に対して、２０％減少（５０件以下）を目標としました。
- ・ ２７年度の結果は有責事故件数が６４件であり、前年に比べて２件増となり、目標を達成することはできませんでした。

(２) 「重大事故の撲滅」

- ・ 自動車事故報告規則第２条に規定する事故（重大事故）の撲滅を目指しました。
- ・ ２７年度の結果は人身傷害事故が１件発生し、事故の概要は次の通りです。
- ・ 信号機の無い見通しの悪い交差点にて、進行方向左側から自転車が

飛び出したため、急制動により危険回避を試みましたが間に合わず衝突し、7日間入院されました。

- ・事故後、事故概要について各営業所での掲示と全乗務員への示達を行い、当該運転手には事故に至った原因を認識させ、再発防止に向けた指導を実施しました。

3. 輸送の安全を確保するために講じた措置

3. 1 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成27年度に輸送の安全性向上を目的として取り組んだ投資（車両購入、安全装置の設置など）を金額に示しますと281,377千円となります。

3. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 安全マネジメント委員会の開催

社長を委員長とする安全マネジメント委員会を年2回開催し、事故防止委員会の活動状況、年間目標に対する取り組み状況を確認し、実施結果から新たな問題点を探り出し、活動・取組みの見直しを図りました。

【安全マネジメント委員会の構成】

役 職	構 成 員
委員長	取締役社長（自動車事業安全統括管理者）
委 員	専務取締役、自動車部長
事務局	自動車部運行管理課

(2) 短期目標の設定

3ヶ月毎に短期目標を設定し、年間目標達成のために取り組みました。

- | | | |
|---|----------|---|
| ① | 4月～6月期 | 乗合「交差点付近での事故防止」
高速・貸切「高速道路上の事故防止」 |
| ② | 7月～9月期 | 乗合「車内事故の防止」
高速「法定速度の厳守」
貸切「後退時の事故防止」 |
| ③ | 10月～12月期 | 乗合「交差点付近での事故防止」
高速「後退時の事故防止」
貸切「駐車場・構内での事故防止」 |
| ④ | 1月～3月期 | 乗合・高速・貸切「スリップ事故の防止」 |

(3) 事故防止委員会の開催

年4回の事故防止委員会を開催し、各支部事故防止委員会における毎月の活動状況、短期目標、年間目標への取り組み状況を確認し、問題点の検証と改善策を協議して、新たな事故防止策に取り組みました。

- (4) 自動車部長、本社部門及び職場長等による立会い点呼の実施
厳正な点呼執行の確認と点呼における問題点の把握のため、自動車部長、職場長等による立会い点呼を交通安全運動・輸送安全総点検期間中に実施しました。

- (5) 輸送安全に関する情報の共有化の状況
事故概要について即時各営業所へFAX等で通達し、営業所内では乗務員の目が届く箇所へ掲示。無事故日数期間を大きく掲示し、乗務員の関心をひきつける工夫を行っています。また、当社安全マネジメント年間目標等を事務所、乗務員室内に掲示し意識付けを図りました。

- (6) 社内モニター制度
社員によるモニター制度にて、接遇のみならず乗務員の運転操作を確認し、個別指導に活用しました。

4. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

27年度の教育及び研修については次の通りです。

- (1) 自動車部門全員研修
バス運転手、バスガイド、運行管理に携わる者、事務員を対象とした研修会を9月と2月に実施しました。2月の研修会では社長が事故防止や安全運行などについて訓示しました。
研修内容は、事故例を用いて再発防止策をグループ討議、車内事故防止と接遇向上を目指したマイク使用研修、整備管理者による実車研修、外部講師による接遇向上研修や健康管理研修などを実施しました。(453人)
- (2) 新人乗務員研修
新人乗務員に対して、冬期における運転技術やチェーン装着訓練などの研修を実施しました。(13人)
- (3) デジタコを活用した研修
主に終業点呼時にデジタコの結果から運転速度の確認を行うとともに、エコドライブの個別指導を実施しました。
- (4) 整備管理者会議
自動車部運行管理課、車両整備管理者、地鉄自動車整備本社担当者による会議を年5回実施しました。会議では法令の確認、車両整備における問題点を洗い出し、安全を第一優先とする行動を再確認し、今後の対応について協議しました。
- (5) その他外部研修と管理者講習の受講
①平成28年3月9日(水) 富山県バス協会主催の安全教育研修会を受講しました。(2人)

- ②自動車事故対策機構主催の運行管理者講習を、運行管理者全員が受講しました。（15人）

5. 輸送の安全に関する内部監査結果

安全統括管理者等による内部監査を実施しました。

（1）実施日

現業部門監査

富山自動車営業所	平成28年4月22日
八尾自動車営業所	平成28年4月19日
黒部自動車営業所	平成28年4月19日
西部自動車営業所	平成28年4月22日

管理部門監査

自動車部運行管理課	平成28年4月22日
-----------	------------

（2）実施結果（改善点）

- ①乗務員個々の運転技術や健康状態を把握し、点呼や指導に活かすこと。
- ②ドラレコ・デジタコを積極的に活用し、事故防止に努めること。
- ③事故の原因追究を行い、その結果を周知して再発防止に努めること。
- ④事故防止支部委員会は、できるだけ多くの乗務員が参加できるようにすること。
- ⑤法令順守を徹底し、確認体制の強化に努めること。

実施結果での改善点については、平成28年度の重要課題として解決するよう取り組みます。

6. 輸送の安全に関する計画

28年度目標は、「有責事故件数の20%減少」「重大事故の撲滅」とし、その目標を達成するため、四半期ごとに短期目標を掲げ、それを実施、チェック、改善しながら目標の達成に取り組みます。

※「有責事故件数の20%減少」

- ・27年度に発生した有責事故64件を51件以下にすることを目標とします。

※「重大事故の撲滅」

- ・27年度に1件発生した重大事故の撲滅を目標とします。

また事故防止および輸送安全に関する活動として、

- （1）営業所において事故防止支部委員会を開催し、事故の防止に向けた具体的な取り組みを行います。

- (2) 本社部門と営業所運行管理者による事故防止委員会を開催し、事故防止支部委員会での取組みをチェックし、改善を図ります。
- (3) 年4回の輸送の安全運動を下記の通り定め、期間中街頭指導や添乗指導を行います。
 - ①春の全国交通安全運動
 - ②夏の交通安全県民運動
 - ③秋の全国交通安全運動
 - ④年末年始輸送安全総点検運動・年末の交通安全県民運動尚、添乗指導につきましては、上記期間以外におきましても、接遇状況をはじめとしたチェックポイントが確実に実施されているか否か等を、全運転手を対象に計画・実施します。
- (4) ほぼ全車両にデジタルタコメーターとドライブレコーダーを取付け、その運用を開始しています。機械による安全運転分析結果は乗務員の個人指導に役立て、ヒヤリハット事例（映像）を事故防止活動の安全教育教材として活用します。
- (5) 役員をはじめ本社部門、営業所職員そして乗務員の代表者による安全マネジメント委員会を開催し、意見交換や双方向で情報の共有化を図ります。
- (6) 貸切バス、高速バスにおいてシートベルト着用の案内と目視による確認を徹底し、お客様の安全を確保します。
- (7) 社内モニター制度にて、社員による乗務員の運転チェックを実施し、運転技術とサービスの向上を目指します。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

輸送の安全を確保するため、次の通り平成28年度教育訓練計画を策定し、実施します。

- (1) 運行管理者関係
 - 独立行政法人自動車事故対策機構の基礎講習並びに一般管理者講習を受講させます。
 - 運行管理者、補助者全員研修を年1回実施します。
- (2) 乗務員関係
 - 異常事態発生時の乗務員対応訓練を含む年2回の乗務員全員研修を開催する他、初任者研修や特別研修・車両研修など適宜階層別研修を実施します。
 - また運転手チーム制により、安全マネジメントで重要な「ヒヤリハット」情報の収集に取り組み、その情報を教材とした事故防止活動を実施します。

(3) 整備管理者関係

整備管理者会議を年6回実施します。

8. 安全統括管理者

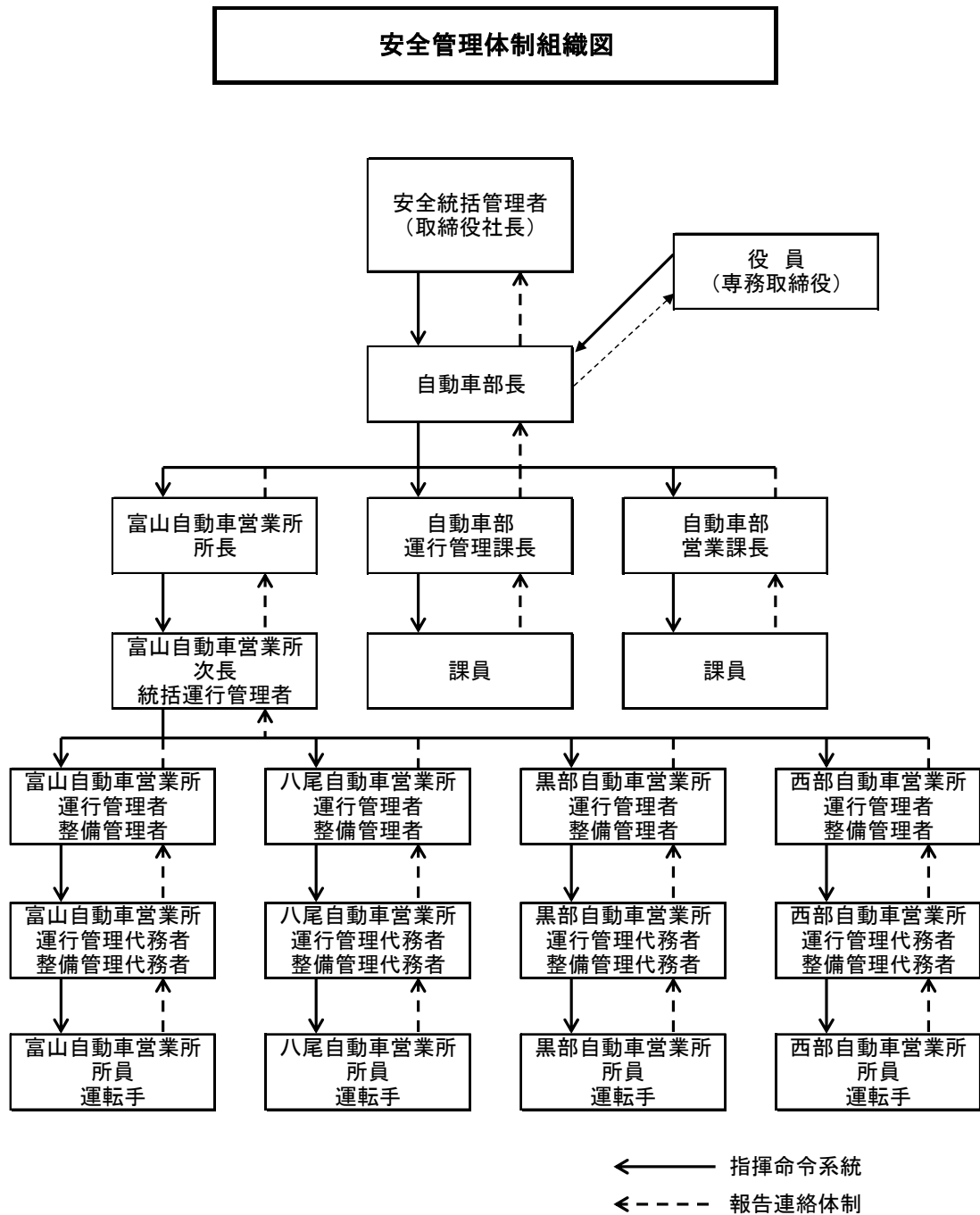
当社で選任した安全統括管理者は下記のとおりであります。

安全統括管理者

取締役社長 辻 川 徹

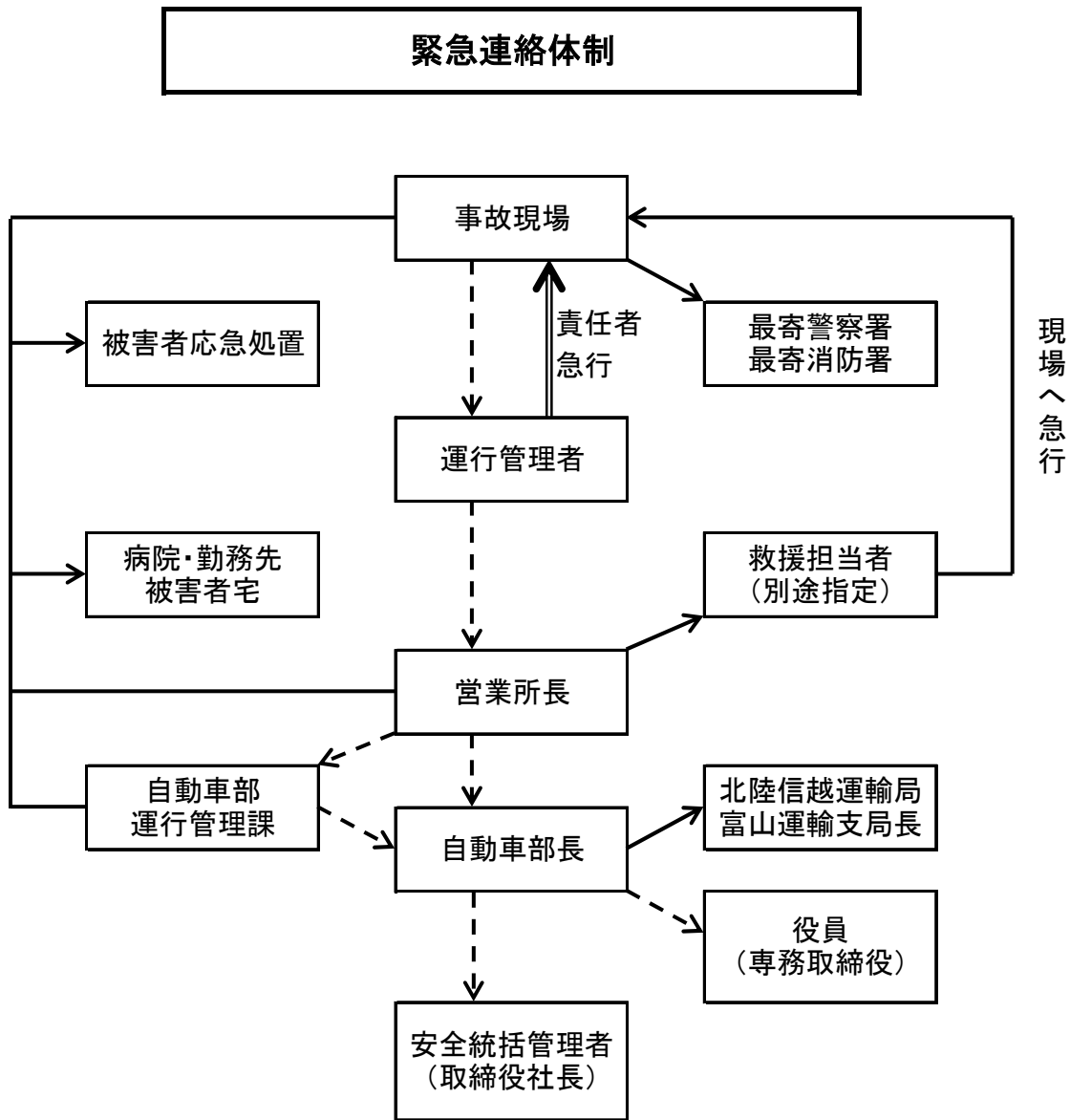
9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

自動車事業安全管理体制は次の通りです。



10. 事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害等が発生した場合の報告・連絡体制は次の通りです。



11. 自動車事業安全管理規程

当社で定めた安全管理規程は次のとおりです。

(目 的)

第1条 富山地方鉄道株式会社自動車事業の輸送安全管理について、道路運送法第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を規定として定め、関係者が絶えず輸送の安全性向上に努め、事故の防止を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 輸送安全管理について、つぎのとおり基本方針を定め、役員・従業員が一体となって輸送の安全性向上に努める。

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し安全性向上の指導的役割を担う。また、現場の状況を把握し、従業員に対し、輸送の安全性の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 従業員もまた、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的行動に結びつける。
- (3) 安全マネジメントを、全社員が一丸となって確実に実施する。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化を図り、道路運送法第29条の3の規程に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行う。
- (5) 地鉄関係会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- (6) 管理の受委託に係わる安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(運営方針)

第3条 前条の目的を達するため、つぎのとおり運営方針を定める。

- (1) 安全マネジメントを確実に実施する為、輸送安全に関する「計画の策定」「実行」「評価」「改善」を実施し、安全対策を不断に見直す。
- (2) 輸送安全に関する目標を具体的指標により設定する。
- (3) 輸送の安全に係わる関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行う。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内及び関係会社相互において必要な情報を伝達、共有する。
- (7) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

(経営者の責務)

第4条 社長は、輸送の安全確保に関する最終責任を有する。

- 2 役員は、輸送の安全確保に関し、予算の確保・体制の構築など必要な措置を講ずる。
- 3 役員は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 役員は、輸送の安全を確保するための、業務の実施及び管理の状況が適切かどうか確認し、必要な改善の指示を行う。

(安全統括管理者の選任等)

第5条 道路運送法等に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任し、輸送の安全確保を図る。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、解任する。

- (1) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (2) 輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。
- (3) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(組織体制)

第6条 安全統括管理者は、自動車事業の安全マネジメントを統括管理する。

2 自動車事業の輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するため、次に掲げる者を選任する。

- (1) 運行管理者
- (2) 整備管理者
- (3) その他 必要な責任者

3 自動車部長は、輸送の安全の確保に関し、営業所長等を統括し、指導監督を行う。

4 自動車部運行管理課長は、自動車部長を補佐する。

5 営業所長は、安全マネジメントに基き営業所管内を指導統括し、次長・主任はこれを補佐する。

6 運行管理者及び整備管理者は、営業所長の指示により、安全マネジメント及び運行管理・整備管理全般について実施処理する。

(安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、次に掲げる事項を統括管理し、輸送の安全確保を図る。

- 1 輸送安全に関する「計画・目標の策定」「実行」「評価」「改善」という一連の管理。
- 2 社員に対する関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識の徹底
- 3 輸送安全を確保するため、社員に対する教育・研修の実施管理
- 4 速やかな報告・連絡体制の整備と輸送安全に関する情報の共有化の管理
- 5 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じた内部監査の実施及び社長への報告。
- 6 輸送の安全の確保に関し、取締役社長に意見を述べる等必要な改善措置の実施。
- 7 運行及び整備に関する管理が適正に行われるよう、組織全般の統括管理。
- 8 運行管理者及び整備管理者等の情報の共有化及び判断基準の統一化。

(委員会の設置)

第8条 輸送の安全に関するマネジメント委員会を設置し、安全管理を推進する。委員会メンバー・審議・報告事項については別に定める。

(情報の伝達・共有)

第9条 輸送安全に関する情報の共有化を行い、安全マネジメント委員会等において意志の疎通を図る。

2 従業員は、輸送安全確保に関して支障を来たす状態を発見した時は、ただちに報

告し情報を共有化し、関係者は適切な対策を講じなければならない。

(事故等の防止対策の検討・実施)

第 10 条 自動車部運行管理課長は、営業所長と協議のうえ輸送安全確保に関する活動年間計画を具体的に策定しマネジメント委員会に報告する。

- 2 輸送安全に関する目標を、営業所長は具体的な指標を用いて営業所毎に設定する。
- 3 営業所は計画に基づき管理者・乗務員・整備員一丸となって実施するものとする。
- 4 管理者は実施結果について評価し、改善計画の修正を行い、輸送安全確保の向上を図る。

(事故・災害が発生した場合に関する事項)

第 11 条 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制は別に定める。

- 2 別に定める速報を要する事故・災害は、すみやかに口頭または文章をもって安全統括管理者・社長まで報告しなければならない。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に定める事故があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(教育・研修)

第 12 条 輸送安全に関する教育研修の具体的計画を策定し実施する。

(内部監査)

第 13 条 安全統括管理者もしくは安全統括管理者が指名する者が実施責任者として、関係先に輸送安全に関する内部監査を実施する。

- 2 重大な事故が発生した場合または同種の事故が繰り返し発生した場合など特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、内部監査が終了した場合はその結果を社長に報告するとともに、改善すべき事項が認められた場合は、その方策を検討し当面必要となる緊急対策・措置及び改善計画を策定し輸送の安全確保を図らなければならない。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 14 条 取締役社長は、安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(記録管理)

第 15 条 輸送安全に係わる会議の議事録、年間活動計画、目標の設定、評価など記録し保存する。担当者、保存期間などは別に定める。

以上